

# (写)

教 生 第 1347 号  
令和 7 年 3 月 10 日

大船渡市教育委員会教育長 様

岩手県教育委員会教育長

大船渡市山林火災に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財の取扱いについて（通知）  
標記に伴う復旧工事については、当面の間、文化財保護法第 93 条、第 94 条、第 96  
条、第 97 条の規定による届出及び通知を、別紙に基づき取扱うこととします。  
なお、復旧工事に関連しないものについては従前どおりとします。

## 記

- 1 この取扱いの対象は、令和 7 年 2 月に発生した大船渡市山林火災に伴う復旧工事  
とし、以下の発掘行為（工事）とする。
  - (1) 電気、ガス、上下水道、電話、道路、河川、橋梁、鉄道等の復旧
  - (2) 仮設住宅の建設
  - (3) 損壊又は焼失した建物その他の工作物の撤去及び整地
  - (4) その他緊急を要する復旧工事
- 2 この取扱いは当面の間適用するものとし、復旧工事の進捗等を考慮して期間を協  
議する。
- 3 事業者に対しては、可能な限り市教育委員会へ情報提供の協力をお願いし、埋蔵  
文化財の保護に努めるようお願いします。  
また、復旧工事の進捗等を踏まえ、この期間中に実施された復旧工事に係る届出・  
通知については、事後に適切に処理願います。

担当  
生涯学習文化財課 埋蔵文化財担当  
主任指導主事 長屋敷 淳史  
(直通) 019-629-6180  
(FAX) 019-629-6179  
(mail) osayashiki@pref.iwate.jp

(別紙)

## 大船渡市山林火災に伴う復旧工事に係る埋蔵文化財の取扱いについて

### 1 法第 93 条関係

- (1) 土木工事等のための発掘については、法第 93 条に規定されている。
- (2) 同条第 1 項において読み替えて準用する法 92 条第 1 項により、発掘に着手する日の 60 日前までに届け出ることが必要であるが、同項ただし書により「文部科学省令の定める場合」は例外とされている。
- (3) これを受けて、埋蔵文化財の発掘又は遺跡の発見の届出等に関する規則（昭和 29 年文化財保護委員会規則第 5 号。（4）において「規則」という。）第 3 条が定められている。
- (4) 今般の復旧工事は、規則第 3 条第 1 項第 2 号に規定する「非常災害その他特別の事由により緊急に発掘を行う必要がある場合」に該当すると考えられる。
- (5) 以上の解釈により、今般の復旧工事については、その緊急性に応じ、事前の届出を要しないものとして取扱うこととする。

### 2 法第 94 条関係

- (1) 国の機関等が行う発掘については、法第 94 条に規定されている。
- (2) 同条第 1 項により、発掘に係る事業計画の策定前に通知することが必要であり、その例外となる場合は定められていない。
- (3) しかし、同条の制定の趣旨としては、法第 93 条の特例的な規定であるとされており（「文化財保護法の一部を改正する法律等の施行について」（昭和 50 年 9 月 30 日付け文化庁次長通達）第五一三参照）、法第 93 条の規定を参考として、法 92 条第 1 項ただし書の規定を類推適用することが可能であると考えられる。
- (4) 以上の解釈により、今般の復旧工事については、その緊急性に応じ、事業計画策定前の通知を要しないものとして取扱うこととする。

### 3 法第 96 条関係

- (1) 遺跡の発見については、法第 96 条に規定されている。
- (2) 同条第 1 項により、遺跡を発見した場合には、現状を変更することなく、遅滞なく届け出ることが必要であり、その例外となる場合は定められていない。
- (3) しかし、同条第 1 項ただし書には「非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない」とされている。
- (4) 「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」とは、現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される急迫の事態において、これに対する応急の措置をとる場合であり、そのような非常災害のために必要な応急措置により遺跡が発見された場合にも、全て通常の遅滞のない届出を求めるることは、必ずしも妥当ではないと考えられる。
- (5) 以上の解釈により、今般の復旧工事については、その緊急性に応じ、遺跡発見時の遅滞のない届出を要しないものとして取扱うこととする。

#### 4 法第 97 条関係

- (1) 国の機関等の遺跡の発見については、法第 97 条に規定されている。
- (2) 同条第 1 項により、遺跡を発見した場合には、現状を変更することなく、遅滞なく通知することが必要であり、その例外となる場合は定められていない。
- (3) しかし、同条第 1 項ただし書には「非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない」とされている。
- (4) 「非常災害のために必要な応急措置を執る場合」とは、現に災害が発生し、またはその発生が明らかに予測される急迫の事態において、これに対する応急の措置をとる場合であり、そのような非常災害のために必要な応急措置により遺跡が発見された場合にも、全て通常の遅滞のない通知を求めるることは、必ずしも妥当ではないと考えられる。
- (5) 以上の解釈により、今般の復旧工事については、その緊急性に応じ、遺跡発見時の遅滞のない通知を要しないものとして取扱うこととする。